



新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について (県民の皆様へのお願い)



山梨

詳しくはこちら→



現在の感染状況を踏まえ、引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染防止対策への協力を要請します。

なお、5月8日から5類感染症へ移行する予定です。

(期間:令和4年6月1日～令和5年5月7日)

(1) 日常生活



① 身体的距離の確保、手洗いや手指消毒など基本的な感染防止対策の徹底と十分な換気を(30分間に1回程度)「3つの密」の回避を

③ 症状がある方、検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる場合は、人混みを避け、マスクの着用を。医療機関の受診は平日の日中を

④ 各家庭においては、感染した場合に備え、抗原検査キットや市販の解熱剤・咳止めなどの薬、手指消毒用アルコール、不織布マスク及び食料などの準備を

⑤ 基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、やまなしグリーン・ゾーン認証施設を利用し、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守を



② マスクについては、個人の判断に委ねることを基本としますが、ご自身を感染から守るため、次の場面ではマスクの着用を



高齢者等重症化リスクの高い方々を感染から守るため、そのような方々が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時は、マスクの着用を。施設の管理者等から着用を求められた場合には必ず着用するようご協力を

- ・医療機関受診時
- ・混雑した電車やバス乗車時
- ・重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時



(2) ワクチン接種



① ご自身と周りの大切な方々を守るため、健康上の理由等により、ワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン接種を推奨

② 1、2回目接種後3ヶ月を経過した12歳以上の方は早期接種を推奨

③ 生後6ヶ月以上の乳幼児・児童・生徒の保護者の方はかかりつけ医に相談のうえ、お子様の接種の積極的な検討を

④ 事業者の皆様は、ワクチン未接種の従業員等に対し、接種の勧奨と勤務環境の配慮を。なお、接種できない従業員等が不利益な扱いを受けない配慮を

⑤ 学校等関係の皆様は、ワクチン未接種の6ヶ月以上の乳幼児・児童・生徒の保護者・大学生等に対し、接種の勧奨を。接種できない幼児・児童・生徒に対して、差別やいじめなどが起きないように配慮を

感染症拡大防止にご協力ください